

## 令和2年度神奈川県介護支援専門員

・専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ

・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容及び専門研修課程Ⅱと同内容）  
実施要綱

本要綱をよくお読みいただき、ご自身が受講対象となるかをご確認のうえ、受講申込みをしてください。

### 1. 研修の目的

厚生労働省の介護支援専門員資質向上事業の一環として行う介護支援専門員専門研修として、現任の介護支援専門員に対し、実務経験に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。併せて、介護支援専門員・実務経験者の介護支援専門員証の有効期間満了に伴う更新時研修として、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図るとともに、専門職として必要とされる能力の保持・向上を図ることを目的とします。

### 2. 実施主体

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（＊神奈川県指定研修実施機関）

### 3. 研修期間

専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）

：令和2年9月1日（火）～令和2年11月6日（金）

専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）

：令和2年11月9日（月）～令和2年12月22日（火）

### 4. 受講対象者（次の①か②のいずれかに該当する方）

①専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ

原則として、神奈川県に登録し、介護支援専門員として従事しており、かつ研修開始時点で介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以上ある方で、以下の必要な実務経験期間及び要件を満たす方

（専門研修課程Ⅰ）

**研修申込時点で通算の実務経験が6か月以上の方**

（専門研修課程Ⅱ）

**研修申込時点で通算の実務経験が3年以上の方**

\*専門研修課程ⅠとⅡを両方受講する必要がある方は、専門研修課程Ⅰを受講してからでないと、Ⅱの研修は受講することができませんので、ご注意ください。

②実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容及び専門研修課程Ⅱと同内容）

原則として、神奈川県に登録しており、介護支援専門員証の有効期間中に「介護支援専門員として従事したことがある方」、又は「現在、介護支援専門員として従事している方」で、

**当該研修開始時点において介護支援専門員証の有効期間満了日が概ね1年未満の方**

※1 専門研修課程Ⅰと実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）及び専門研修課程Ⅱと実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）は同一の研修内容です（別紙1及び2「研修日程・カリキュラム・研修会場」参照）。受講対象者により区分されます。

※2 実務として認められる範囲及び期間の考え方は次のとおりです。

●実務経験の範囲は次の事業所又は施設において介護支援専門員として就労したものとします。

- ア 居宅介護支援事業所
- イ 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ウ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- エ 介護保険施設
- オ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- カ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防事業者
- キ 介護予防支援事業者
- ク 地域包括支援センター

●ただし、これらの事業所又は施設に就労していても、単に要介護認定のための調査業務のみや、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを行っていた等、サービス計画の作成を行っていない場合は、実務経験と認められません。

- 指定居宅介護支援事業所管理者については、実務経験として認められます。
- 更新研修の受講にあたっては実務経験期間の定めはありません（サービス計画の作成経験があれば「実務経験者」となります）。

※3 前回受講した研修の履歴につきましては、登録地の都道府県行政にてご確認ください。

※4 **今回の研修は介護支援専門員としてこれまで実務に従事したことのない方（実務未経験者）は受講することができません。**十分ご注意ください。

実務未経験者向け更新研修は、

神奈川県庁のホームページ「介護支援専門員のページ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p1091762.html> でご案内しています。

## 5. 募集定員

- 専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容） 72名
- 専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容） 84名

## 6. 日程、カリキュラム及び会場

専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）

別紙1「研修日程・カリキュラム・研修会場」参照

専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）

別紙2「研修日程・カリキュラム・研修会場」参照

\*専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）は2コース制となっています。申込用紙に希望するコースを選択して下さい。（希望するコースが多数の場合、「9. 受講決定※2」によりますので、予めご了承ください）。

## 7. 研修修了の認定方法

各科目における到達目標に達成しているかを確認するため修了評価を実施し、その結果、評価が一定の水準を満たし、かつ全課程を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

（神奈川県介護支援専門員専門研修事業指定要綱、同更新研修事業実施要綱）

## 8. 必要書類・申込方法

### ①受講申込に必要な書類

#### **受講申込に必要な書類**

- ・「申込用紙 A-①」又は「A-②」
  - ・「申込用紙 B-①」又は「B-②」
  - ・「介護支援専門員証（写し）」
  - ・「専門研修・更新研修アンケート」
- } **※申込用紙は、必ず A と B を各一枚添付**

#### **その他の必要書類**

- ・現在保有の介護支援専門員の資格更新のために受講した研修（専門・更新研修、実務未経験者向け更新研修、再研修など）の修了証明書（写し）  
\*実務研修修了後、初めての資格更新を行う方は該当しません

### ②申込方法

- ・申込用紙 A-①又は A-②、申込用紙 B-①又は B-②、別紙 3 アンケート  
に必要事項をもれなくご記入ください。  
また、記入が終わりましたら、内容に間違いがないか、記入漏れがないかご確認ください。
- ・その他必要書類を揃えて、「12. 申込み・問合せ先」に必ず**郵便**でお申し込みください。

- ※1 **郵便以外の申し込みは受付できません。**なお郵便の方法は、普通郵便でも受け付けますが、郵便事故等に備え簡易書留をお勧めします。
- ※2 提出書類が不足している場合等、書類不備により申込受付ができず受講できない場合があります。また申し込みに際し不正等があったときは、受講が取り消されますのでご注意ください。
- ※3 両方の研修の受講を希望される方は、必ずそれぞれ指定の申込書に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

### ③申込期間

**令和 2 年 6 月 26 日（金曜日）～令和 2 年 7 月 17 日（金曜日）※当日消印有効**

## 9. 受講決定

受講申し込みをされた方には、受講可否の結果等を郵送でお知らせします。

専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）

**発送予定日：令和 2 年 8 月 7 日（金曜日）**

専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）

**発送予定日：令和 2 年 8 月 14 日（金曜日）**

**\*各研修の発送予定日より 1 週間経過しても通知が届かない場合は 12. 申込み・問合せ先（045-311-8731）までご連絡ください。**

- ※1 「専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）」は原則、決定通知のコースで受講していただきます。
- ※2 なお、定員を超えた場合は、次の優先順位で受講決定させていただきますので、予めご了承ください。
  - ①横浜市川崎市以外の神奈川県内の事業所所属の方で実務に就いている方
  - ②実務に就いていない方で、横浜市川崎市以外の神奈川県内にお住まいの方
  - ③介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方

## 10. 受講料・納付方法

### ①受講料

専門研修課程Ⅰ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅰと同内容）43,200円  
専門研修課程Ⅱ・実務経験者に対する更新研修（専門研修課程Ⅱと同内容）32,200円

### ②納付方法

受講決定通知時に納付方法等のご案内をいたしますので、それに基づき納付してください。

**一度振り込みいただいた受講料は原則返金できかねます。**

また、期日までに連絡なく受講料の振り込みがない場合は、受講決定を取り消しとさせていただきます。この場合、研修当日に会場に来て、受講は出来ませんのでご了承ください。

### ③補講

やむを得ない事情で本研修を欠席し他機関で受け入れが可能な場合は、別途補講料が必要です。補講料は受け入れ先によって異なります。本会が補講を受け入れる場合は1科目2,000円となります。

## 11. その他

・介護支援専門員の更新に関する研修は、神奈川県内の他の機関でも実施しています。

神奈川県庁のホームページ「介護支援専門員のページ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f3721/p1091762.html> をご覧ください。

・神奈川県外の登録の方は研修受講にあたり、受講地変更の手続きを行う必要があります。

**新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、例年より大幅に募集定員を縮小しております。また、今後の状況によっては、開催時期・募集定員等が変更になることがあります。**

## 12. 申込み・問合せ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

かながわ福祉人材研修センター 福祉研修センター

（\*必ず「**ケアマネ研修申込**」と封筒に記入してください）

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

☎045-311-8731（平日9時から17時まで） Fax045-313-0737

\*登録地行政（神奈川県）

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部地域福祉課 福祉介護人材グループ

【☎045-210-4755（直通）】

（個人情報について）

※神奈川県介護支援専門員専門課程・実務経験者に対する更新研修の「受講申込書」等各種添付書類に記載された個人情報については適正に管理を行い、当該研修及び修了証明書交付業務の他、研修受講決定の調整に必要な場合は、神奈川県指定の研修実施機関に受講申込者情報の一部を提供することもあります。また、本研修終了後には修了者名簿に記載し神奈川県に報告いたします。

※研修終了後、介護支援専門員に関わる研修の案内を事業所宛に送付する場合があります。

なお、ご案内をお送りする際は、受講者氏名等は記載いたしません。

※お送り頂いた申込書の返却は致しませんので、予めご了承下さい。